

6月1日～10日は 電波利用環境保護 周知啓発強化月間です

～[STOP! 不法電波、

あなたの無線機、

 技適マークついてる?]

電波は、携帯電話や人命・財産を保護する防災無線など社会生活に不可欠なものです。不法無線局は重要無線通信やテレビ放送へ妨害を与えるなど、社会的な問題を発生させています。

電波の利用には原則として免許が必要です。また、特定小電力トランシーバー、無線LAN機器などの無線機を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。技適マークの付いていない外国規格等の製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。

=お問い合わせ=

北海道総合通信局

(札幌第1合同庁舎内)

不法無線局、混信・妨害等

電話 011-737-0099

テレビ・ラジオの受信障害

電話 011-737-0033

電話、インターネットに関する相談

電話 011-709-3956

電波利用料

電話 011-709-6000

その他行政相談

電話 011-709-3550

〔電話受付時間 8:30～12:00、
13:00～17:00(土・日・祝日除く)〕

電子メール

Soudan-hokkaido@soumu.go.jp

ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

インフォメーション

セクシャルハラスメントなど による精神障害に関する 相談について、労災精神 障害専門調査員による 相談窓口をご活用ください

労災請求にかかわって各労働基準監督署で行っている精神疾患等の相談のほかに、セクシャルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する相談について、専門調査員(臨床心理士)による相談窓口が開設されましたのでご利用ください。

相談日 月曜日・金曜日

(閉庁日を除く)

時間 午前9時～12時

※相談日が変わる場合がありますので、ご利用される場合には、事前に問い合わせください。

相談窓口・お問い合わせ先

北海道労働局 労働基準部

労災補償課 認定班

電話 011-709-2311

内線3592

住所 〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌第1合同庁舎 9階

6月は「外国人労働者 問題啓発月間」です

就労を目的として入国、在留する外国人は年々増加していますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ①就労が認められる在留資格であること。
- ②雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと。
- ③社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

お問い合わせ先

ハローワーク稚内

電話 0162-34-1120